

«令和6年度 健診に関するFAQ»

資格・期間・健診の種類

【Q1】 健診対象者の範囲を教えてください。

対象者は、該当年度の4月1日までに被保険者資格を取得し、受診日当日まで継続して資格がある者です。

→ 【参考】令和6年4月1日に被保険者資格を取得し、受診日当日まで継続して資格がある者 → 令和6年度健診事業補助対象者

令和6年4月2日に被保険者資格を取得し、受診日当日まで継続して資格がある者 → 令和6年度の当組合の健診は受けられません。

【Q2】 4月1日に取得した者は家具健保の健診を「雇入れ時健診」の代わりにできますか。

4月1日に取得した者は家具健保の健診が受けられます。

→ しかしながら、本来、雇入れ時健診は労働安全衛生法に基づき、事業主の責任において事業主負担で実施するもの、組合の健診は健康保険法に基づき組合員の保険料を財源として実施されているもので根拠となる法律が異なります。

なお、本人から健診結果の提供を受ける等については、各事業所と本人の判断となります。

【Q3】 4月から翌年3月までの通年実施ですが、申請書類が翌年4月以降になつても補助は受けられますか。

受けられます。

→ 契約健診機関以外で受診した場合、健診日より2か月以内に必要書類を揃えて申請書を提出してください。

【Q4】 被保険者が病院に予約をする際の健診の名称を教えてください。

直接契約健診機関：一般健診 フルパック健診 人間ドック

→ 東振協契約健診機関：一般健診：A2コース フルパック健診：Bコース 人間ドック：D1コース

→ 契約健診機関外：一般健診：定期健診と尿酸と子宮がん（医師採取法）検診

フルパック健診：生活習慣病健診と乳がん（マンモグラフィ）検診と子宮がん（医師採取法）検診

【Q5】 被扶養者が病院に予約をする際の健診の名称を教えてください。

直接契約健診機関：一般健診 フルパック健診

→ 東振協契約健診機関：一般健診：A2コース フルパック健診：B1コース

→ 契約健診機関外：一般健診：定期健診と尿酸と子宮がん（医師採取法）検診

フルパック健診：生活習慣病健診と乳がん（マンモグラフィ）検診と子宮がん（医師採取法）検診

【Q6】 40歳以上の被保険者は、一般健診を受診できますか。

受診できません。

→ 疾病予防の観点から、40歳以上は生活習慣病健診（フルパック健診）の受診が必要です。

→ なお、40歳以上が受診できる健診コースは生活習慣病健診（フルパック健診）または人間ドックとなります。

受診に係る費用については【Q9】、【Q13】および【Q15】をご確認ください。

【Q7】 健康診断は年度内で何回受診できますか。

健診補助対象は年度内(4月1日～翌3月31日)に1回となります。

→ 2回目以降は、全額自己負担となります。

→ 例) ・院内で一般健診を受診後、同年度内に巡回で一般健診を受診した場合

・フルパック健診を受診後、同年度内に人間ドックを受診した場合

負担金

【Q8】 フルパック健診の一部負担金とは何ですか。

→ 健診費用の全額を保険料で賄うのではなく、一部を受益者負担として一律でご負担いただく料金となります。

【Q9】 フルパック健診の一部負担金(自己負担金)はどのように請求されますか。

一部負担金(自己負担金)は、当組合から事業所経由で事業所ごとに取りまとめて請求いたします。

〈令和6年度フルパック健診一部負担金〉



基本料金
7,000円



胃X線を胃内視鏡に変更
5,000円



前立腺がん検査を追加
1,000円
※50歳以上の男性のみ

【Q10】 フルパック健診で未実施項目がある場合、一部負担金は減額になりますか。

減額なりません。

→ 一部負担金の最低負担額は7,000円です。

【Q11】 一部負担金の負担者は事業所、従業員どちらでしょうか。

→ 一部負担金を事業所の負担にするか否かは、各事業所の判断となります。

【Q12】 契約健診機関で受診した場合、健診機関窓口での支払いはありますか。

一般健診およびフルパック健診については、窓口で支払いはありません。

→ ただし、ご自身で検査(腹部エコー・乳房エコー等)を追加した場合、追加検査分は当日お支払ください。

人間ドックは、【Q15】をご覧ください。

【Q13】 契約健診機関外で受診した場合、健診機関窓口での支払いはありますか。

すべての健診コースにおいて窓口での支払いはあります。一旦全額自費でお支払いください。

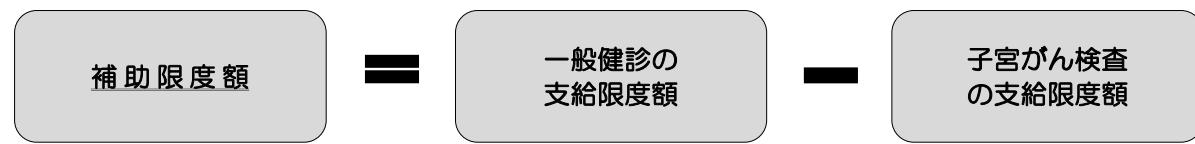
→ 補助金の支給申請については、事業所を通して申請してください。

※健診コースごとに支給限度額が設定されています。別表1をご確認ください。

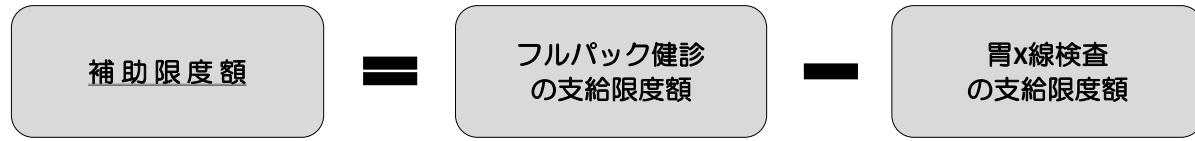
【Q14】 契約健診機関外の医療機関で一般健診およびフルパック健診を受診して未実施項目がある場合、補助額はどのように決定されますか。

未実施項目を控除して補助額を支給します。

例1)一般健診を受診した際に子宮がん検査を未実施の場合



例2)フルパック健診を受診した際に胃X線検査を未実施の場合



※疾病予防の観点から、できるだけ指定検査項目をすべて受診してください。

【Q15】 人間ドックを受診した場合、健診機関窓口での支払い額について教えてください。

契約健診機関：人間ドックの補助額15,000円を超えた額を窓口でお支払いください。

→ 契約健診機関外：一旦全額を窓口支払いし、事業所を通して補助申請をしてください。審査のうえ、15,000円を限度に補助します。

【Q16】 契約健診機関外で人間ドックを受診する場合、フルパック健診の項目すべてを網羅して受診しなければ補助は受けられないですか。

→ 補助の対象となります。1つでも実施しない項目がある場合は、15,000円から減額のうえ、補助額が決定されます。

【Q17】 令和5年度より人間ドックの補助額が30,000円から15,000円に変更になったのはなぜですか。

家具健保として国の推奨する5大がん検診※と生活習慣病予防に必要な健診をセットした人間ドック相当のフルパック健診を推奨、受診してもらいたい

→ い考えです。フルパック健診に強く誘導し、フルパック健診のお得感をだすために人間ドックの補助額は引き下げとなりました。

※5大がん検診：（胃・大腸・肺・乳房・子宮）

検査項目

【Q18】 一般健診、フルパック健診、人間ドックの検査項目はどの様な違いがありますか。

→ 検査項目一覧表（別表2）をご覧ください。

【Q19】 フルパック健診と人間ドックの検査項目はどの様な違いがありますか。

→ 契約健診機関で比較すると、腹部エコーと眼底検査の有無が違いとなります。検査項目一覧表（別表2）をご覧ください。

【Q20】 一般健診（40歳未満）は子宮がん検診を受けなければいけませんか。

疾病予防の観点から、指定検査項目はすべて受診してください。

→ ただし、当日の体調等により、未実施項目が存在し得ると考えております。

【Q21】 フルパック健診で胃X線検査（または胃内視鏡検査）は受診したくありません。受診しなくてもよいでしょうか。

→ 疾病予防の観点から、指定検査項目はすべて受診してください。

→ ただし、当日の体調等により、未実施項目が存在し得ると考えております。

【Q22】 フルパック健診に含まれる乳がん検査をマンモグラフィからエコーに変更できますか。

できません。

→ ※当組合へご連絡いただいた場合、健診としては変更不可となります。

※変更された場合、乳がんエコー検査の料金は、窓口にてお支払いください。

【Q23】 フルパック健診に含まれる子宮がん検査を医師採取法から自己採取法に変更できますか。

できません。

→ ※当組合へご連絡いただいた場合、健診としては変更不可となります。

※変更された場合、自己採取法の料金は、窓口にてお支払いください。

【Q24】 女性が人間ドックを受診する場合、子宮がん検査と乳がん検査は受診しなくてもよいでしょうか。

受診が必要となります。

35~39歳：子宮がん（医師採取法）検査

→ 40歳以上：子宮がん（医師採取法）検査と乳がん（マンモグラフィ）検査 を受診してください。

補助額については【Q16】もご確認ください。

【Q25】 契約健診機関外で、全ての検査項目を1日で受診できません。別日に受診してもよいですか。

同日に受診できる医療機関を探して受診してください。

→ どうしても見つからない場合は、家具健保・健康管理課までご相談ください。

【tel:03-3833-6161 対応番号2】

巡回健診

【Q26】	巡回健診で一般健診を行っていますが、子宮がん（医師採取法）検査は実施不可とのことです。 女性は巡回健診の一般健診は受診できないということですか。
	一般健診の受診はできます。 → 子宮がん検査以外を巡回健診で受診し、別日に子宮がん検査を医療機関で受診してください。 ※直接契約健診機関外で受診される場合、検査項目に支給限度額が設定されています。別表1をご確認ください。
【Q27】	巡回健診でフルパック健診を実施する場合でも、乳がん（マンモグラフィ）検査と子宮がん（医師採取法）検査は、標準（必須）項目ですか。 また、乳がん検査、子宮がん検査が標準（必須）項目の場合、どう受診すればよいですか。
	標準（必須）項目となります。 巡回健診で受診できない場合、乳がん（マンモグラフィ）検査と子宮がん（医師採取法）検査は、医療機関で別日に受診してください。 ※上記検査を実施する場合は、巡回健診でフルパック健診を受診することが必要です。 ※巡回健診受診日から3か月以内に受診してください。
【Q28】	別日程で乳がん検診、子宮がん検診を受けたいと思っていますが、受診券は発行されますか。
	受診券の発行はありません。 → 乳がん検査、子宮がん検査のみで受診できる医療機関を探して、受診してください。
【Q29】	巡回健診でフルパック健診を受診して、乳がん（マンモグラフィ）検査、子宮がん（医師採取法）検査及び胃の内視鏡はそれぞれ別々の日程で受診してもいいですか。
	日程、医療機関ともに複数をまたいでかまいません。 → 受診者自身の負担にならない範囲で、受診してください。巡回健診受診日から3か月以内にすべての検査を受診してください。

経過観察対象者について

【Q30】	経過観察対象者とは何ですか。
→ 経過観察とは、検査した時点においては積極的な治療や精密検査は不要であっても、定期的に状態の変化や検査をおこなった方がよい者となります。	
【Q31】	事業所に送信される経過観察対象者リストとは何ですか。
	→ 健康診断を受けられてから6ヶ月後に経過観察に該当した方の氏名を一覧表にしたものです。 事業所宛に毎月電子配信システムで送信します。
【Q32】	【Q31】のリストは何に使いますか。
	→ 事業所内の健康づくり、安全配慮義務実施の対象者リストとしてご活用ください。
【Q33】	本人には何か案内が届きますか。
	→ MY HEALTH WEBのMYメール機能で経過観察が必要な検査項目を通知しております。 なお、MY HEALTH WEBのユーザー登録をしていない方には、通知が届きませんので、ユーザー登録をすぐにおこなってください。

その他

【Q34】	契約健診機関外で対象外のコースを実施してしまった場合の健診費用はどのようになりますか。
35歳未満の者が人間ドック受診：一般健診の支給限度額内の補助 → 40歳未満の者がフルパック健診：一般健診の支給限度額内の補助 → 40歳以上の者が一般健診受診：フルパック健診の支給限度額内で受診項目に応じての補助となり、一部負担金の扱いについては【Q8～Q11】をご確認ください。	
【Q35】	令和6年度の契約健診機関は、前年度の契約健診機関と同じですか。
	→ 令和6年度の契約健診機関リストは、3月下旬までにホームページ、広報誌でご案内いたします。 多少の変更はありますので、必ず新しいリストをご確認ください。
【Q36】	単身の40歳以上の被保険者が被扶養者の分を負担するような健診体系で、負担の不公平感があります。
	健康保険組合は相互扶助の考えに基づいて存立されています。加入員（被保険者と被扶養者）全員が必要な健診を欠損なく受診し、受診率を向上させることで、予防できる疾病対策が実施可能となり、それは医療費の抑制にも繋がるところです。予防できる疾病対策が適切に行われないことで、病気に罹患する者はつらい思いをし、また、健康保険組合全体としても医療費が膨らみ、ひいては保険料を上昇せざるを得ない状況を招くことになります。家族が健康であってはじめて被保険者が仕事に集中できることとなりますので、被扶養者の健康づくりも被保険者全体で担っていく考えです。今回の見直しは、20～30代の若手世代の負担も増え過ぎないよう多くの御意見の中で決定されております。
【Q37】	被扶養者の一部負担金はなぜ無料なのですか。
	はい。 被保険者が毎日働くことができるの、ご家族である被扶養者の支えがあってこそであり、被扶養者の健康維持は、被保険者と同様に欠かすことができません。 パート先の健診及び市町村のがん検査は、家具健保が受けてほしい検査項目を網羅しておりません。家具健保の健診は年齢に応じた通常項目に加えて、国が推奨する5大がん検査を含む健診を無料で受診できるようになっていますので、一人でも多くの方に受けさせていただきたいと考えております。

※次ページ以降に【健診料支給限度額（別表1）】・【検査項目一覧表（別表2）】があります。

健診料支給限度額

令和6年4月

検査項目	検査内容	限度額	一般健診(40歳未満)		フルパック健診 生活習慣病健診(40歳以上)		特定健診
			男性	女性	男性	女性	
身体計測	問診(聴打診)	2,910	○	○	○	○	○
	身長		○	○	○	○	○
	体重		○	○	○	○	○
	BMI		○	○	○	○	○
	視力		○	○	○	○	—
	血圧		○	○	○	○	○
	腹囲		200	○	○	○	○
尿検査	蛋白・糖	660	○	○	○	○	○
胸部X線	直接撮影	1,721	○	○	○	○	
採血料		440	○	○	○	○	○
貧血検査	R B C	1,606	○	○	○	○	
	W B C		○	○	○	○	—
	H b		○	○	○	○	
	H t		○	○	○	○	
	血小板		○	○	○	○	
生化学的検査 I (40歳未満)	空腹時または随時血糖	2,673	○	○	—	—	○
	空腹時または随時中性脂肪		○	○			○
	A L T		○	○			○
	γ-GT		○	○			○
	尿酸		○	○			○
	H D L		○	○			○
	L D L		○	○			○
	A S T		○	○			○
生化学的検査 I (40歳以上)	空腹時血糖	3,212	—	—	○	○	
	空腹時中性脂肪				○	○	
	A L T				○	○	
	γ-GT				○	○	
	尿酸				○	○	
	H D L				○	○	
	L D L				○	○	
	A S T				○	○	
	A L P				○	○	
	H b A 1 c				○	○	
聴力検査	1000Hz・4000Hz	880	○	○	○	○	—
心電図	12誘導	1,430	○	○	○	○	—
子宮頸がん検査	医師採取法	4,345	—	○	—	○	—
胃部X線	直接撮影	13,200	—	—	○	○	—
乳房検査	マンモグラフィ	5,614	—	—	—	○	—
大腸がん検査	便潜血反応検査(2日法)	902	—	—	○	○	—
限度額			12,520	16,865	27,161	37,120	6,883

《オプション検査》

前立腺がん検査(50歳以上)	P S A	2,915	—	—	◎	—	—
----------------	-------	-------	---	---	---	---	---

※) ◎：50歳以上の男性被保険者のオプション検査となります。

《胃部X線を胃内視鏡検査に変更した場合》

胃内視鏡検査	胃内視鏡検査	15,450	◎	◎	◎	◎	—
	事前感染症検査	3,982	◎	◎	◎	◎	—

※1) ◎：35～39歳の一般健診対象者は胃X線または胃内視鏡をオプション検査として受診できます。

フルパック健診(生活習慣病健診)の対象者の方は胃X線から胃内視鏡検査へ変更できます。

※2) 事前感染症検査の支給は、当該検査が必要な施設で受診した場合に限ります。

《婦人科を単体で受診した場合》

子宮頸がん検査	医師採取法	7,255	—	○	—	○	—
乳房検査	マンモグラフィ	8,524	—	—	—	○	—

※) 一次健診を巡回健診で受診された方が支給対象となります。

《子宮頸がん検査と乳房検査を単体で同日に同一機関で受診した場合》

子宮頸がん検査	医師採取法	12,869	—	○	—	○	—
乳房検査	マンモグラフィ		—	—	—	○	—

※) 一次健診を巡回健診で受診された方が支給対象となります。

令和6年度 各種健診検査項目一覧表

[検査項目]

検査分類	検査項目	被保険者		被扶養者	
		一般健康診断	フルパック健診 (生活習慣病健診)	一般健康診断	フルパック健診 (生活習慣病健診)
		40歳未満	40歳以上	40歳未満	40歳以上
問診	診察（聴打診）	●	●	●	●
身体計測	身長	●	●	●	●
	体重	●	●	●	●
	B M I 指数	●	●	●	●
	標準体重	●	●	●	●
	腹囲	●	●	●	●
視力	視力	●	●	●	●
血圧	最高／最低	●	●	●	●
	(2回中低い方)				
聴力	左右オージオ	●	●	●	●
腎尿路系	尿蛋白（定性）	●	●	●	●
糖代謝	尿糖（定性）	●	●	●	●
	空腹時血糖	※食後の場合随時血糖 ●	●	※食後の場合随時血糖 ●	●
	H b A 1 c	—	●	—	●
脂質代謝	H D L コレステロール	●	●	●	●
	L D L コレステロール	●	●	●	●
	空腹時中性脂肪	※食後の場合随時中性脂肪 ●	●	※食後の場合随時中性脂肪 ●	●
肝機能	A S T (G O T)	●	●	●	●
	A L T (G P T)	●	●	●	●
	γ - G T P	●	●	●	●
	A L P	—	●	—	●
尿酸	尿酸	●	●	●	●
血球検査	赤血球数	●	●	●	●
	ヘマトクリット	●	●	●	●
	ヘモグロビン	●	●	●	●
	白血球数	●	●	●	●
	血小板数	●	●	●	●
前立腺検査	P S A (男性のみ)	—	▲50歳以上の男性	—	—
呼吸器系	胸部X線	●	●	●	●
消化器系(※1)	胃部X線または胃部内視鏡	▲35歳～39歳	●	—	※胃X線のみ ●
便潜血検査	便潜血2日法	—	●	—	●
心電図	安静時	●	●	●	●
子宮(※2)	医師採取法（女性のみ）	●	●	●	●
乳房(※2)	マンモグラフィ（女性のみ）	—	●	—	●

●は標準検査項目、▲はオプション検査項目

※1 胃X線または胃内視鏡を本人希望による35歳～39歳までの被保険者のオプション検査とする。

被扶養者の消化器系検査は、胃X線のみとなり、胃内視鏡は選択不可とする。

※2 子宮がん検査の「自己採取法」および乳房検査の「エコー検査」は、国が推奨するがん検診に該当しないため、健診項目には含みません。